

さいたま市教組新聞

さいたま市
教職員組合
TEL 641-6763
FAX 648-3567
e-mail saitama@kyouiku-net.org
URL http://www2.plala.or.jp/saitama-sikyouso/
2007.10.22(月)
No.129

意向を十分に把握し 機械的な人事はしない

10月19日、人事要求書で団体交渉行う

**公正・適当な人事を行う
機械的には行わない**

【組合】 人事は、教職員の勤務条件に重大な関わりを持つている。公正適当な人事を行うこと。また、強制的・機械的な人事は行わないこと。

【市教委】 公正適当な人事を行う。強制的・機械的な人事は行わない。意向を十分に把握する。校長にもそのように指導する。

**「〇〇区は希望しない」
の記入に配慮する**

【組合】 人事調査には、「異動地を三つ以上記入」とあるが、希望が二つしかない場合、残った一つは一任や白紙委任ではない。【市教委】

三つ書いてほしいが、一つでも配慮する(残る一つを一任とは見なさない)。

【組合】 昨年は、「三つ目を書いても、特記事項欄に三つ目には異動しない旨記入した場合、当該の異動地(区)には異動しない」と回答した。昨年と同じか。

**特記事項欄には
何を書いてもいい**

【組合】 特記事項欄には、異動できない区とその理由、異動を希望する区でも異動できない学校名、県立学校名等、何を書いても良いことを再度確認する。

【市教委】 特記事項欄には、何を書いてもいい。異動できない理由等、何でも書いていい。利用交通機関や通勤条件等を書いてもらう結構です。

**県立学校等の異動は
学校名を記入する**

【組合】 県立高等学校や盲・ろう・養護学校への異動希望は全県一区なので、具体的に地域名や学校名を書くことを認めること。

【市教委】 そのように考えてもらって結構です。

**主任を想定した
人事は行わない**

【組合】 主任を想定した人事は行わないこと。また、公募における各種主任の明記は排除すること。

【市教委】 あらかじめ主任を想定した人事は行わない。

【組合】 ここ二年は市教組が要求したブロック名での打診が行われた。今年も学校名で打診すること。

公募制は不公平人事の極み 教職員の意欲そぐ 校長が選考でできる 法的根拠示せず

【組合】 任命権は教育委員会教育長にある(政令市のさいたま市教委教育長)。地教法では採用や昇任は任命権者の市教委が行う。試験や選考は市教委がやる。校長に人事権があるのか。

【市教委】 校長が選考するが、最終的には市教委が決める。

【組合】 校長には人事権はない。なぜ、校長が選考するのか。公募制要綱では「実施方法」で「実施校長は『調書』と『一覧』により選考を行い」とある。また、「選考方法は、実施校長が決める」ともある。校長が選考できる法的根拠を示して欲しい。

【市教委】 (回答できず)

**通常の人事異動でも
現任区を含めた異動を**

【組合】

一月末の第二次打診は、ブロック名で行うか。【市教委】 昨年と同じです。

**第二次打診は
ブロック名で行う**

【組合】 学校名での打診は考えていません。

【お詫びと訂正】
さいたま市教組新聞第一二七号「四月以降、七校で図書館司書さん退職」の記事中、七校の中の土合小学校は土合中学校の間違いでした。関係者にはご迷惑をかけた。訂正してお詫びいたします。

なぜ公募制では現任区をふくめた異動ができるのか。現任区どころか学校が選べる。全く公正でない。人事方針など守られていない。市内を均等にすると、という意味での現任区除外の方針はもう変えていい。「現任区を含めて三つ」等の方針転換を検討すべきだ。

【市教委】 先生方には現任区への意向がそれほどあるのですか。

【組合】 現任区を含めても問題はない。何が問題か。

【市教委】 校長の裁量の拡大、教職員の意欲や能力の向上を図るために公募制を行う。

**圧倒的多数の人は除外
意欲など湧かない**

【組合】

昨年は小学校の異動は約三七〇人で応募制で六人。これは一%だ。中学は二三〇人で五人。二%だ。圧倒的多数は除外されている。意欲など向上するはずがない。